

令和5年度 第1回 武蔵野市あんしん住まい推進協議会（会議要旨）

*個人情報に関わる内容については記載しておりません。

○日時 令和5年8月28日（月）10:30—正午

○場所 市役所西棟 411 会議室

○出席 協議会委員

【主な内容】

1 開会

- 2 議題
- (1) 本会議の運営に関する事項について
 - (2) パンフレット「武蔵野市あんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）について」及び「居住（生活）支援ガイド」について
 - (3) あんしん住まい推進事業の実施状況について
 - (4) その他

【配布資料】

資料1：武蔵野市あんしん住まい推進協議会委員及び同協議会庁内調整会議委員の一覧

資料2：武蔵野市あんしん住まい推進協議会設置要綱

資料3：武蔵野市あんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）について

資料4：居住（生活）支援ガイド

資料5-1：あんしん住まい推進事業の実施状況（令和5年1月～7月）

資料5-2：あんしん住まい推進事業の実施状況（令和5年1月～7月）別紙

【主な質疑・意見等】

(1) 本会議の運営に関する事項について

- ・会議は原則公開（傍聴）だが、協議内容に個人情報が含まれる場合などは非公開、協議会委員名簿は求めに応じて提供、会議要旨については、個人情報、各事業者の専門的ノウハウや知見に関わるものは掲載しないことを確認。

(2) パンフレット「武蔵野市あんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）について」及び「居住（生活）支援ガイド」について

- ・パンフレットは協議会とは何か分かる資料、「居住（生活）支援ガイド」は窓口での相談などに活用していただく。

(3) あんしん住まい推進事業の実施状況について

会 長：あんしん住まい事業の実施状況についての資料に、転居希望理由として「立ち退き」の割合が多いのは何故か。建て替えが多いということか。

A委員：旧耐震の建物はだんだん入居が少なくなっていることに加え、このエリアは建て替えれば収益が見込めることが考えられる。

会 長：申請者に生活保護の受給者も多いが、生活保護費がきちんともらえるのであれば転居先は比較的に見つかるのでは。

A委員：高齢者はなかなか難しいと思われる。

B委員：高齢者は、不動産店への同行、一緒に物件を回るなどきめ細かな支援が必要。この制度は不動産店に手上げ方式でお願いするので厳しい部分はある。判断能力が低下している人は権利擁護センターが、高齢者は在支・包括が、障害者だったら障害者の相談機関が動いている。

C委員：転居希望理由が「グループホーム退所のため」となっているケースは、おそらく一人でも生活できるということだと思うが、申請の結果がわかっていない。

会 長：バリアフリー物件を探している方などもいるが、そういう情報はどこまで不動産店に伝わっているのか。

事務局：ご本人が申請書に書いた内容のみ。基本的に個人情報を出さない。

A委員：申請書の情報だけだとなかなか難しいと思われる。

D委員：外国人もなかなか難しいという印象。また引っ越し費用もひとつの課題となっているのでは。

A委員：外国人でも就労していれば問題ない。高齢者よりはハードルが低い。緊急連絡先は必要となるが友人でも可。

会 長：この制度だけですべてが解決するわけではなく、今後役割分担をしていくことになると思う。福祉の分野での物件探しの状況を資料などでご紹介いただきたい。

E委員：成約まで結びつかない場合、引き続き関係機関と連携して進めているのか。

事務局：協力いただける不動産店が現れなかった場合、基本的に相談者に連絡はしていない。そこをさらに追及していくとなると体制を強化する必要がある。また、この事業の対象として多くを占められる高齢者はまだ成約例がない。見つかっていないのか、この制度以外の方法で見つかったのか、一定程度の調査は必要と考えている。

会 長：どこまでフォローするかも今後の課題。もともと武蔵野市は低家賃で賃貸可能な物件は少ないのではないか。市を越えて探すのも一つの方法。手当てできる住宅が市内にどれくらいあるのか、時間はかかるが把握したほうがよいのでは。

副会長：見つからなかった場合に継続して対応する仕組みがあってもいい。この制度に関

わる各窓口から、結果をフィードバックしてもらえるとよいのではないか。

B委員：引っ越し費用の問題は非常に重要なので、支援を検討できないか。

E委員：生活福祉資金の貸し付け項目で「転宅」がある。年に数件相談はあるが実績はゼロ。条件が厳しい。

A委員：立ち退きの場合はオーナーからの立ち退き費用というのがある。通常であればある程度請求できる。また、居住権があるので実際には無理に出なくてもいいのだが、高齢者は交渉が難しい。そのような相談を受ける体制も必要。

B委員：生活困窮者もそのような交渉ができない方がほとんど。法律相談などを利用してオーナーに言うと支払われることもある。ただ、その交渉をどこが行うかは難しい問題。

会 長：生活福祉課からの申請者が多いが、庁内での役割分担はどう行うのか。この制度を利用するのはいいが、相談のノウハウは生活福祉課が持っているのでは。連携を進めていかなければならない。

事務局：主に契約の際を対象とした伴奏支援というサービスはあるが、これは基本的に同行支援。電話で不動産店に当たる、内覧に付き添うなどの支援をすべての相談者に行うのか、今後検討する可能性が生じてくるかもしれない。また、当課では、住まいに関するなんでも相談も行っている。必要であれば利用していただきたい。

会 長：各分野・窓口で得意なもの不得意なものがあるので、それが上手くつながる形で進められればよい。今はまだ件数が少ないので、今後丁寧に実施状況を積み重ねて整理していく。

(4) その他

- ・講演会（セミナー）については、協力不動産店を増やす、不動産店に住宅確保用配慮者やこの制度を理解していただく内容を考えている。